

(3) 政令別表第1(4)項に掲げる防火対象物

ア 政令別表第1(4)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第4-3表に定める方法によること。(第4-5図参照)

第4-3表

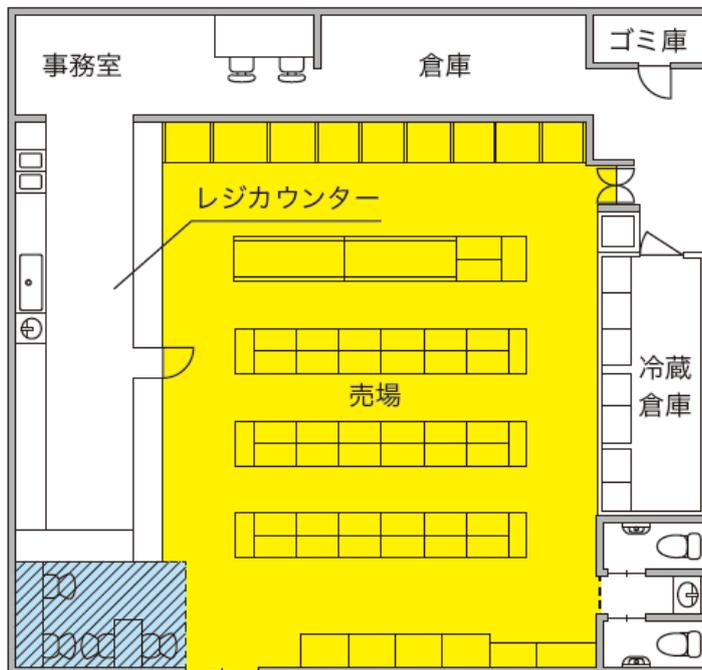
区分	算定方法
(4)項	<p>次に掲げる数を合算して算定する。</p> <p>1 従業者の数</p> <p>2 主として従業者以外の者の使用に供する部分について次の(1)及び(2)によって算定した数の合計数</p> <p>(1) 飲食又は休憩の用に供する部分については、当該部分の床面積を3㎡で除して得た数</p> <p>(2) その他の部分については、当該部分の床面積を4㎡で除して得た数</p>

イ 「従業者」には、外商関係者など長期的に見て、その勤務時間の過半を当該防火対象物において勤務にあてる場合も含まれること。

ウ 「主として従業者以外の者の使用に供する部分」とは、物品の販売の用又は客の利便に供する部分(駐車場、駐輪場、便所等を除く。)をいい、売場内の商品陳列ケースの部分及び通路部分も含まれるものであること。

エ 「飲食又は休憩の用に供する部分」に、固定式のいす席がある場合でも、当該床面積を3㎡で除して得た数とすること。

(物品販売業を営む店舗の算定方法例)



○従業者の数：3人

○主として従業者以外の者の使用に供する部分

・ 飲食又は休憩の用に供する部分 () の床面積を3㎡で除して得た数

飲食コーナー $13\text{㎡} \div 3\text{㎡} \doteq 4.3 \rightarrow 4$ 人

・ その他の部分 () の床面積を4㎡で除して得た数

売場 $90\text{㎡} \div 4\text{㎡} \doteq 22.5 \rightarrow 22$ 人

階収容人員：29人